

## 平成30年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

| No. | 「質問・要望・提案」の内容   | 「回答・見解・処理方針」の内容   |
|-----|---|---|
| 1   | <p>敬老会補助金について、自治会未加入者に対してどのように案内をすればよいか。市から社会福祉協議会を通して、1人1,200円が支給されるが、自治会ではそれに加えて自治会費からも持ち出して敬老会を行っているため、会員でない方への対応について苦慮している。</p> <p>自治会未加入者の分の祝い金まで自治会に振り込まれても困るので、事前に自治会に対し、自治会内の支給対象人数の確認をとった上で必要な人数分のみ振り込みをしてほしい。</p> | <p>敬老会等事業につきましては、高齢者の方を敬愛し、その長寿を祝すとともにますますの健康を願うものであり、敬老会等事業を開催する地区社会福祉協議会に対して補助金を交付しているものです。</p> <p>また、敬老会等事業の対象者につきましては、市内に住所を有しており、12月31日までに満75歳以上に達する方としております。対象となる方の名簿は、地区社会福祉協議会が敬老会を実施するにあたり、対象者をもれなく把握するために、地区社会福祉協議会に対して貸出を行っております。</p> <p>自治会が主催となって敬老会等事業を実施している場合でも、地区社会福祉協議会の協力の下に開催されているものと思われるので、該当する自治会におかれましては、自治会未加入者への案内も含めて各地区社会福祉協議会と連携していただければと思います。</p> <p>【保健福祉局長寿応援部高齢福祉課】</p>   |
| 2   | <p>毎年話題に出していますが、高齢化が進むにつれ、買い物難民が増える傾向にある。コミュニティバスを浦和区に通してもらえれば助かる。</p>  | <p>市では、路線バスが不十分な地域へ導入する補完交通として、コミュニティバス等を位置づけております。コミュニティバス等の導入に当たっては、コミュニティバス等のコンセプトやサービス方針、市民・事業者・市の役割分担、導入の進め方などを示した「コミュニティバス等導入ガイドライン」に基づき、取組みを進めることとしております。</p> <p>なお、当ガイドラインでは、検討対象地域を次のとおり定義しております。</p> <p>【検討対象地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○交通空白地区・・・市街化区域内で、鉄道駅から1km、路線バス・コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区</li> <li>○交通不便地区・・・市街化区域内で、路線バス停留所(24便/日未満)から300mのサービス圏内の地区、かつ、鉄道駅から1km、コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区</li> <li>○市街化調整区域内の既成市街地・・・市街化調整区域内で、H27国勢調査時点の人口密度が概ね2,000人/km<sup>2</sup>以上の地区、かつ、鉄道駅から1km、路線バス(24便/日以上)・コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区</li> </ul> <p>ご希望の区間には検討対象地域が含まれていないため、コミュニティバス等の導入が難しい状況となっております。恐れ入りますが、既存の鉄道や路線バス等の活用をご検討いただければ幸いです。</p> <p>【都市局都市計画部交通政策課】</p> |
| 3   | <p>昨年5月に東通りでんしゃ公園が完成した。保育園の子供たちや親子など利用者が多い。ただ、公園周辺の建物に掲載されている広告に問題がある。市の条例等で、規制することはできるのか。</p>  | <p>さいたま市内にある屋外広告物は、「さいたま市屋外広告物条例」の基準に基づき設置又は掲出する必要があります。要望のありました広告物は、自己の事業所等の建物やその敷地に自己の氏名や名称、事業内容を表示する「自家広告物」にあたり、一部条例の制約の例外が認められている「適用除外」の物件です。</p> <p>ただし、同条例においては、デザイン等の広告内容については規制することができませんが、大きさなどが条例違反にあたる場合は、是正指導を行うなど適切に対応していきます。</p> <p>【都市局都市計画部都市計画課】</p>   |

## 平成30年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

| No. | 「質問・要望・提案」の内容  | 「回答・見解・処理方針」の内容   |
|-----|--|---|
| 4   | <p>大阪の地震で話題になっているが、区域内にもブロック塀が傾いている箇所がある。該当箇所が私有地の場合、所有者に連絡や指導はしてくれるのか。</p> <p>また、通学路にもそういった危険箇所があるが、通学路の安全対策はどのように行っているか。</p>   | <p>教育委員会では地震直後の6月20日に各学校宛に通学路上の危険箇所を把握し、安全指導の徹底を図るよう通知いたしました。さらに、7月10日付けで、高さ2.2m超や傾き、ひび割れなどがある一見して分かるようなブロック塀や擁壁等の緊急点検を依頼し、危険箇所の情報共有及び、代替通学路の検討等の安全対策を図っております。</p> <p>【教育委員会学校教育部学事課】</p> <p>本市では、平成30年6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震による被害を踏まえ、国からの指示をもとに、ブロック塀等の安全点検について、ホームページで周知を図っているところです。建築基準法の規定では、ブロック塀などを含む建築物の維持管理は、所有者等の責務と位置付けられておりますが、傾きがあるものの位置などをお知らせいただければ、現場の状況をもとに、所有者等へ安全性の確認、適切な対応を指導してまいります。</p> <p>【建設局建築部建築行政課】</p>                                    |
| 5   | <p>エイペックスタワー前の横断歩道に信号がついておらず、エイペックスタワーから浦和駅へ行くのに危ない。区から警察へ要望して回答があれば、私たちにも共有してほしい。</p>   | <p>信号機設置の要望があれば警察に必ず伝えるようにしています。また、電柱幕等で注意喚起をすることもできます。</p> <p>【浦和区役所くらし応援室】</p>  |
| 6   | <p>日の出通りの自転車通行マナーが悪い。なんとかならないか。</p> <p>交通に関する協議会で、自転車の走行マナーについて指導をするよう要望を出している。区からも指導をするように伝えるべきだと思う。</p> <p>事故の件数を正確に知らせる、歩きスマホや信号無視をやめるよう注意する等、行政からも啓発をしてけると助かる。</p>   | <p>区では、くらし応援室が警察と協力して啓発キャンペーンを行っています。また、公民館で高齢者を対象とした講座も開催しています。今後も、こまめに啓発活動をしてまいります。</p> <p>【浦和区役所くらし応援室】</p>  |
| 7   | <p>空き家にホームレスが住み着く、ポヤ騒ぎが起こる等、常盤地区内ですでにトラブルが発生している。また、広島県の脱獄事件にもあったように、犯罪者が潜伏するといった危険も考えられる。このような問題に対して、市は何か対策をしているのか。行政として空き家問題をどう考えているか。</p>   | <p>本市では、周辺に悪影響を及ぼすなどの管理不全な空き家等があった場合には、その所有者等に対し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」又は「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」に基づく指導等を行い、状態の改善を求めています。また、空き家に不審者の侵入が疑われる場合や、犯罪行為に使用されている疑いがある場合などは、警察署に協力を要請し、連携を図ってまいります。今後、高齢化社会の進展等に伴い、本市においても空き家の増加が懸念されることから、空き家の発生予防や利活用の促進等も含めた幅広い観点から対策を講じてまいります。</p> <p>【環境局環境共生部環境創造政策課】</p>  |
| 8   | <p>常盤地区内では、すでにマンションを買い取って民泊を運営しているところがあり、ごみの放置や騒音トラブルが発生している。利用者に外国人が多いことや、オーナーが不明であることから、自治会として対応ができない。市で民泊に対して規制できることはないか。</p> <p>また、マンションの民泊について、3月までに民泊禁止の旨を盛り込んだ管理規約に改正しないと、届出が出された後には禁止することができないというものがあったが、そのことを知らずに改正していないとどうになってしまうのか。救済方法はあるのか。</p> | <p>いわゆる民泊事業の実施には、事前の届出が必要であり、届出先は埼玉県となります。本市としても、消防やゴミ出しへの対応など、関係する事務を行っていることから、届出施設において適切な民泊の運営が行われるよう、国や埼玉県、警察などとの連携を密にするとともに、庁内関係課における情報の共有・連携に努めてまいります。</p> <p>届出後に、管理規約で事業の実施が禁止された場合は、事業は実施できなくなります。ただし、規約の改正には、区分所有法第31条第1項の規定により、事業を行う本人の承諾を得る必要がある場合が考えられるので、可能な限り早期の改正を推奨しています。</p> <p>【経済局商工観光部観光国際課】</p> <p>当課では、旅館業法に基づき、旅館業の申請受付、許可、監視等を行っています。</p> <p>住宅宿泊事業の届出をしていない違法民泊については、旅館業の許可を取得していない場合には、旅館業法違反の疑いとして、当課が調査・指導します。</p> <p>【保健福祉局保健所環境薬事課】</p> |

## 平成30年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

| No. | 「質問・要望・提案」の内容  | 「回答・見解・処理方針」の内容   |
|-----|--|---|
| 9   | <p>常盤公民館及び仲町公民館にエレベーターを設置してほしい。高齢者の利用者が多いことや、要配慮者優先の避難所に指定されていることから、バリアフリー化が求められるため。また、常盤公民館の隣にふれあい館があり、災害ボランティアの拠点となるという話を聞いているが、そちらにはエレベーターもあるので、避難所としての位置づけを常盤公民館と取り換えればいいのではないか。</p> | <p>常盤公民館及び仲町公民館のエレベーター設置に関しましては、今ある建物に対しエレベーターを設置することは非常に難しい状況です。その理由として、常盤公民館については、建物の北側、南側にエレベーターを設置するスペースがありますが、2階及び3階部分で部屋に面しており、エレベーターを設置しても各階の共用部に行くことができないためです。仲町公民館については、建物の北側、南側及び東側にエレベーターを設置するスペースがありますが、北側と南側は同様に2階部分で部屋に面しており、また東側はエレベーターの出入り口となる既存の開口部が小さいためです。なお、公民館について、建物の長寿命化及び老朽化解消のためリフレッシュ改修工事を順次実施しており、この際、トイレの洋式化や段差解消等のバリアフリー化を合わせて行っております。仲町公民館については、平成27年度に当該改修を実施しましたが、常盤公民館について、同様の改修を実施する際には、バリアフリー化も含め、地域の方々にとって、さらに身近で利用しやすい公民館となるよう工夫を凝らしてまいります。<br/>【教育委員会生涯学習総合センター】</p> <p>浦和ふれあい館につきましては、災害時にはさいたま市災害ボランティアセンターが設置されますので、避難所に指定する予定はございません。<br/>【総務局危機管理部防災課】</p> |
| 10  | <p>ごみ置き場について大崎清掃事務所にて閲覧はできるがコピーをもらえない。その理由を教えてください。自治会内にはごみ置き場が100か所以上あるが、市に聞くと自治会に聞くように案内されるが、自治会で把握しきれていない状況である。自治会にはごみ置き場が載っている図面を提供してほしい。</p>  | <p>大崎清掃事務所では、収集所の場所を住宅地図で把握しております。住宅地図の利用については、作成した業者の著作物であり、著作権法で保護されているため、複製等が禁止されていますので、コピー配布をお断りしております。<br/>【環境局資源循環推進部大崎清掃事務所】</p>   |
| 11  | <p>ごみゼロ運動では、紙くず、タバコの吸い殻、空き缶等のポイ捨てごみが対象となっているが、実際にはこれらのごみは少なく、対象外の落ち葉や除草によるごみが大半を占めている。実状に合わせて要領を変更するなどして、対象となるごみの種類を増やしてほしい。</p>   | <p>ごみゼロキャンペーンにおける対象物は歩道・公園などの紙くず・たばこの吸い殻・ペットボトル・空き缶・空きビン等のポイ捨てごみを中心に収集することとしております。ご指摘の落ち葉・除草は本活動の対象外のため、キャンペーン当日の収集はできませんが、多量になることが見込まれる場合は、事前に清掃事務所までご連絡いただき、個別での回収依頼をお願いいたします。<br/>【環境局資源循環推進部資源循環政策課】</p> <p>「浦和区秋のごみゼロ運動」は資源循環政策課主催の「春のごみゼロキャンペーン」に倣った形で開催しております。落ち葉・除草は活動の対象外のため、当日の収集はできませんが、多量になることが見込まれる場合は、事前に清掃事務所までご連絡いただき、個別での回収依頼により対応が可能です。しかしながら自治会の皆様方には、ごみゼロ運動当日に、まちの環境美化の向上のために、落ち葉や除草ごみを収集していただいておりますので、来年度以降、見直しを検討してまいります。<br/>【浦和区役所くらし応援室】</p>   |

## 平成30年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

| No. | 「質問・要望・提案」の内容   | 「回答・見解・処理方針」の内容  |
|-----|---|--|
| 12  | 浦和北公園にある池の水が濁っていて汚いのでどうにかならないか。<br>定期清掃や点検は行っているのか。   | 浦和北公園内の池の管理につきましては、主な業務内容として、苔や汚泥の除去等の清掃を年2回程度、実施することとしております。今年度においては、1回目は5月上旬に実施し、2回目は12月で予定しており、適切な状態に保つよう努めております。<br>しかしながら、ご指摘のとおり池の水に濁りが見受けられ、調査した結果、雨水の排水不良や、循環・ろ過装置の不稼働が濁りの原因の一つであることが分かり、現在、排水管の清掃と循環・ろ過装置の点検を予定しているところです。<br>今後、清掃及び点検結果を踏まえ、排水管の布設替えや、循環・ろ過装置の改修が必要となった場合は、対応までに時間を要する可能性もありますが、快適に公園を利用していただくためにも、できるだけ早く改善できるよう努めてまいります。<br>【都市局南部都市・公園管理事務所管理課】         |
| 13  | 中山道において、現在地中化されているところと、まだされていないところがあるので、地中化を進めてほしい。地中化の計画や今後の見通しがあれば教えてください。                | 大宮区との境から都市計画道路田島大牧線との交差点までにつきましては、無電柱化済もしくは事業中となっております。田島大牧線との交差点以南につきましては、都市計画道路として未整備であるため、道路の整備と合わせて無電柱化を検討してまいります。<br>【建設局土木部道路環境課】  |
| 14  | 埼大通りに植えられているケヤキが成長し、根がコンクリートを押し上げてしまっている。道も細いので歩行者が転んだり自転車で通ったりするのに危ないので、道路の整備について対策をしてほしい。 | 埼大通りのけやき並木の根上がりにつきましては、北浦和から大宮バイパスまでの区間を平成19年度から平成23年度にかけ、対策工事を行いました。ご指摘の区間につきましては、前回の工事から10年が経過し、新たに根上がりが発生したものと思われるので、現地調査を行い、対策を検討してまいります。<br>【建設局南部建設事務所道路維持課】   |
| 15  | 岸町と高砂に防犯ステーションがあるが、常盤にはない。常盤地区では防犯ステーションについて特に話がないので把握をしていないが、何か自治会が介入しなくてはいけないものなのか。       | 「地域防犯ステーション」は、埼玉県警察本部から無償譲渡された廃止交番を、地域における防犯活動等の拠点施設として整備したもので、市内に6カ所ございます。浦和区内の「高砂防犯ステーション」と「岸町防犯ステーション」は、それぞれ防犯ステーション周辺の自治会等を中心とした地域で防犯活動に取り組んでいる団体が運営しております。<br>【市民局市民生活部市民生活安全課】   |
| 16  | 敬老会の補助金を、地区社会福祉協議会に交付してから自治会に入ってくるような流れではなく、直接自治会に交付ではいけないのか。                               | 敬老会等事業につきましては、高齢者の方を敬愛し、その長寿を祝すとともにますますの健康を願うものであり、敬老会等事業を開催する地区社会福祉協議会に対して補助金を交付しているものです。<br>また、敬老会等事業の対象者につきましては、市内に住所を有しており、12月31日までに満75歳以上に達する方としております。対象となる方の名簿は、地区社会福祉協議会が敬老会を実施するにあたり、対象者をもれなく把握するために、地区社会福祉協議会に対して貸出を行っております。<br>自治会が主催となって敬老会等事業を実施している場合でも、地区社会福祉協議会の協力の下に開催されているものと思われるので、該当する自治会におかれましては、自治会未加入者への案内も含めて各地区社会福祉協議会と連携していただければと思います。<br>【保健福祉局長寿応援部高齢福祉課】 |

## 平成30年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

| No. | 「質問・要望・提案」の内容  | 「回答・見解・処理方針」の内容  |
|-----|--|--|
| 17  | <p>市が薦めている豊かな緑のまちづくりについて、何をもって緑豊かと評価するのか、指標があれば教えてほしい。区長マニフェストにあるような花壇の整備等だけでは、緑のまちづくりと言えないのではないか。</p>   | <p>本市では、総合振興計画に掲げる「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」の実現に向け、「さいたま市緑の基本計画」を策定し、市民が身近な場所で緑を感じ、かつ、安全で環境にも配慮したまちづくりに取り組んでおります。本計画では、平成32年度までに、指定緑地や都市公園などの「担保性のある緑」を市域の35%以上、緑のオープンスペースを市民1人当たり15㎡以上確保することを目標としています。市民の皆様との協働による花壇の維持管理活動は、市街地に緑を確保するとともに、良好な都市景観を維持していくための重要な取り組みであると認識しています。</p> <p>市では、皆様のご理解とご協力のもと、花壇の維持管理活動に加え、市内樹林地や農地の保全、身近な公園の整備促進、公共施設・民間施設における緑化推進などを総合的に推進し、目標達成に向けた各種施策を実施しているところです。本市みどり施策の実施状況につきましては、市ホームページ「さいたま市緑の基本計画後期アクションプラン」において公表しております。</p> <p>【都市局都市計画部みどり推進課】</p> |
| 18  | <p>仲本小学校通学路について、電柱が歩道をふさぎ、車道にはみ出ているため、子どもが車道に出てしまうのが危険だという声が地域からあがっている。このような、危険と思われる通学路について、市はどのように安全対策をしているか。また、地域としては電柱地中化を要望する。</p>   | <p>通学路の安全対策につきましては、毎年学校ごとに通学路安全点検を行っております。その結果、通学路整備が必要な場所について、学校から要望書を提出していただき、教育委員会で現場確認後、整備要望を警察や道路管理者等に依頼し、通学路の安全確保に努めております。</p> <p>【教育委員会学校教育部学事課】</p> <p>無電柱化につきましては、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、都市景観の向上などを目的とし、電線共同溝を埋設する地下空間が歩道内で確保できることに加え、バリアフリー化の対象道路や緊急輸送道路への位置づけがある路線などを優先的に選定し、事業を実施しております。</p> <p>ご要望にある通学路の無電柱化につきましては、地上機器の設置スペースを確保できる道路が少ないため、現状として無電柱化が困難な状況です。</p> <p>当該箇所につきましては、現道内での安全対策など短期的に対応できる安全対策を進めてまいります。</p> <p>【建設局土木部道路環境課】</p>               |
| 19  | <p>市の指定避難所は、マニュアル通りの備蓄品をちゃんと用意できているのか。本太中や常盤北小は500人分ほどしかない。防災倉庫についても、本太中はとても小さく、敷地にスペースはあるので、大きな倉庫を設置してほしい。このような現場のチェック（避難所の収容人数や現状に見合った備蓄・倉庫の整備がされているか等）はしているのか。</p>  | <p>各避難所の防災倉庫には、発災当初の最低限の食料としてアルファ米（具材入り、おかゆ）とビスケットを合わせて2,200食を格納しており、災害時には実際の避難者数に応じて、必要な物資を拠点備蓄倉庫等から配送する体制を構築しています。</p> <p>各避難所の備蓄品につきましては、避難所運営訓練等を実施した際に点検を行っていただき、不足・不備のあった備蓄品については、点検報告に基づき順次補充しております。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>   |
| 20  | <p>中山道への車の出入りに歩道橋が邪魔になり危険。電柱埋設工事とタイミングを合わせて歩道橋の撤去をしてほしい。昨年度の回答では、歩道橋撤去の条件として利用者が少ないことが挙げられているが、現在歩道橋の利用者は通学路として利用している小学生のみと言える。また、当該道路は通学路に指定されているので、歩道橋撤去後は、横断歩道と信号機の設置が必要不可欠となってくるので併せてお願いしたい。高齢者や障がい者等、歩道橋を利用できない人からしても、歩道橋周辺の信号機の間隔が広いので、道を渡るのに不便に感じている。</p> | <p>横断歩道橋の撤去方針としましては、次の4点です。①利用者数が少ないこと（「少ない」とは、基準として7時～19時の間の利用者が概ね20名未満、27年度調査によると84名の利用（小学生81 大人3）あり）、②通学路指定がされていないこと、③近傍に横断歩道が設置されていること又はあらたに設置が計画されていること、④地元（自治会や周辺住民等）から撤去要望があること又は地元及び関係機関の同意が得られること。以上全ての条件を満たすこととしており、当該歩道橋は小学生の通学路指定にもなっていることから、撤去の対象とはしていないところです。ただし、上記条件が満たされれば、撤去に向けた検討を行ってまいります。</p> <p>【建設局土木部道路環境課】</p>   |

## 平成30年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

| No. | 「質問・要望・提案」の内容   | 「回答・見解・処理方針」の内容   |
|-----|---|---|
| 21  | <p>針ヶ谷公民館の耐震補強工事が予定されていますが、エレベーターの設置をぜひお願いしたい。高齢者が2階へ上がるのに大変苦労している。</p>   | <p>エレベーター設置に関しましては、今ある建物に対しエレベーターを設置することは非常に難しい状況です。その理由として、針ヶ谷公民館については、敷地が狭く、建物の東側、西側及び南側にはエレベーターを設置するスペースがありません。また、建物の北側は、駐車場があり、エレベーターを設置するスペースはありますが、北側は2階部分で体育室に面しており、エレベーターを設置しても、2階の共用部に行くことができないためです。現在、公民館では、建物の長寿命化及び老朽化解消のためリフレッシュ改修工事を順次実施しており、この際、トイレの洋式化や段差解消等のバリアフリー化を合わせて行っております。針ヶ谷公民館の改修工事を実施する際には、バリアフリー化も含め、地域の方々にとって、さらに身近で利用しやすい公民館となるよう工夫を凝らして参りたいと考えております。なお、針ヶ谷公民館については、耐震診断により、耐震補強工事は不要であるとの結果が出ております。</p> <p>【教育委員会生涯学習総合センター】</p>  |
| 22  | <p>旧中山道の浦和と大宮間にバスが通ってなく、高齢者が浦和や大宮に行く時、北浦和駅又は与野駅に行かなければならず、駅まで行くのも大変で困っているという声が大変多い。大手バス会社ではなく、市営バス、コミュニティバスなどを1時間に1～2本通してもらいたい。前回も質問を出して難しいとのことでしたが、何か方法はないか？</p> | <p>市では、路線バスが不十分な地域へ導入する補完交通として、コミュニティバス等を位置づけております。コミュニティバス等の導入に当たっては、コミュニティバス等のコンセプトやサービス方針、市民・事業者・市の役割分担、導入の進め方などを示した「コミュニティバス等導入ガイドライン」に基づき、取組みを進めることとしております。なお、当ガイドラインでは、検討対象地域を次のとおり定義しております。</p> <p>【検討対象地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○交通空白地区・・・市街化区域内で、鉄道駅から1km、路線バス・コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区</li> <li>○交通不便地区・・・市街化区域内で、路線バス停留所（24便/日未満）から300mのサービス圏内の地区、かつ、鉄道駅から1km、コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区</li> <li>○市街化調整区域内の既成市街地・・・市街化調整区域内で、H27国勢調査時点の人口密度が概ね2,000人/km<sup>2</sup>以上の地区、かつ、鉄道駅から1km、路線バス（24便/日以上）・コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区</li> </ul> <p>ご希望の区間には検討対象地域が含まれていないため、コミュニティバス等の導入が難しい状況となっております。恐れ入りますが、既存の鉄道や路線バス等の活用をご検討いただければ幸いです。</p> <p>【都市局都市計画部交通政策課】</p> |
| 23  | <p>北浦和駅前の旧中山道が朝9時～10時頃大変渋滞しており、困っているので、渋滞をなくす方法を考えてもらいたい。</p>   | <p>交通渋滞緩和に係る信号機の間隔調整については、交通量の探知機により管理を行っている浦和警察署からは伺っております。しかしながら、北浦和駅前の交通渋滞の現状につきまして、必ずしも要望がかなうということではございませんが、自治会からの要望に基づき、くらし応援室から浦和警察署へ要望を行ってまいります。</p> <p>【浦和区役所くらし応援室】</p>  |
| 24  | <p>針ヶ谷の避難場所は針ヶ谷小学校なのですが、そこまで遠く、避難できない地区があるので、針ヶ谷児童公園と針ヶ谷保育園をセットとして考えて、避難場所に指定してもらいたい。また、避難場所に指定されない場合で、児童公園や保育園を救済物資の配布場所とすることはできないか。</p>                         | <p>指定避難所は、自宅で居住できなくなった被災者が一時的に避難生活する場所として位置づけております。保育所は、災害時には園児の保護及び震災復興等に携わる世帯の応急保育に係る役割を担う施設であることから、一般的な学校の指定避難所と同じように、災害発生当初から地域住民の方を広く受け入れるための避難所として位置付けることはできないものと考えております。</p> <p>針ヶ谷児童公園については、指定緊急避難場所としてはおりませんが、地域で任意に定める場所である「一時集合場所」として活用することを妨げるものではありません。「一時集合場所」とは、地域の自主防災組織が災害時に自主的に参集し、その後、最寄りの指定避難所に誘導するといった防災活動を開始する場所であり、地域の住民が災害時に一時的に退避するための場所としても機能する場所です。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>   |

## 平成30年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

| No. | 「質問・要望・提案」の内容   | 「回答・見解・処理方針」の内容   |
|-----|---|---|
| 25  | 針ヶ谷地区旧中山道の無電柱化の計画進行状況についてお知らせください。  | 大宮区との境から都市計画道路田島大牧線との交差点までの間につきましては、無電柱化済もしくは事業中となっております。田島大牧線との交差点以南につきましては、都市計画道路として未整備であるため、道路の整備と合わせて無電柱化を検討してまいります。現在基本設計中であり、平成30年7月に完了予定。引き続き工事に向けた実施設計を行う予定です。<br>【建設局土木部道路環境課】   |
| 26  | 北浦和五丁目地内、臨時駐車場廃止に伴う今後の計画はどのようになっているか。少なくとも自治会防災倉庫の存続を求める。                         | 駐車場閉鎖後の土地利用については、現時点では未定となっておりますが、庁内での利用を検討しています。<br>【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課】<br><br>駐車場廃止後の事業所管課が未定であると聞いておりますので、所管課が決まり次第、自主防災組織に情報提供いたします。<br>【総務局危機管理部防災課】   |
| 27  | 昨年常盤中学校の sprinkler の整備をお願いしましたが、予算の都合で先送りになりました。移動式のものでは足りないと考えているため、引き続き設置を要望する。 | 常盤中学校につきましては、移動式 sprinkler を4基設置し、必要に応じて散水するよう学校に伝えており、学校職員により適宜散水を行っております。sprinkler につきましては未設置の学校も多いため、状況を注視し検討して参ります。<br>【教育委員会事務局管理部学校施設課】   |
| 28  | 市が行った道路の舗装工事の後、マンホール等が道路面より数センチ高く出まっております。つまづくことが多いとの指摘がある。                       | くらし応援室で、工事を発注した所管課を確認し、その旨を伝えます。所管課が不明な場合は、くらし応援室で修繕等を行うこともあります。民間による工事の場合は、土木管理課が占用許可を出しているため、それを元に施工した業者を特定し、その旨を伝えます。<br>【浦和区役所くらし応援室】   |
| 29  | 自治会加入世帯数の数え方だが、生活保護で会費を払えない方の扱い方を教えてほしい(会費減免規程の定め方など)。                            | 生活保護等で会費を払えない方については、あくまで会員であることを前提として、自治会の中で、減免が必要かどうか、必要な場合はどのような方法で減免するのかを検討していただくことになると思います。一例として次のような確認方法が考えられます。<br>①減免規定がある旨を会員に周知する<br>②減免を受けたい会員に申し出をしてもらう<br>③生活保護受給者を対象とするのであれば、「受給証」を見せてもらう<br>また、減免の規定については、自治会会則の別表などに定める方法が考えられます。<br>【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】 |

## 平成30年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

| No. | 「質問・要望・提案」の内容  | 「回答・見解・処理方針」の内容  |
|-----|--|--|
| 30  | <p>「野良猫」が公園・敷地内に入り込み糞尿をまき散らす、あるいは子猫を出産するといった状況があり、これまでも様々な対策を取ってきましたが、有効な手立てが見つからず対応に苦慮しています。また、近隣住民の中に餌を与えるなどの行為を行う住民がおり、注意をしても聞き入れてもらえない状況があり困っています。そこで伺います。</p> <p>①野良猫に餌を与える等の行為を行う住民に対して、行政からも指導も行ってもらえないか（他の自治体などで上手く解決した様な事例はないか）。</p> <p>②野良猫の確保、去勢手術など、行政で行ってもらえないか。</p> <p>③野良猫が敷地内当に入り込まないようにするため何か良い工夫はないか。（各自治会などで良い事例があったら教えてほしい）</p> <p>④散歩の途中で出た犬などの糞をそのまま放置する飼い主がいるので、行政として有効な対応はないものか。</p> | <p>野良猫の避妊・去勢手術に関しては、予算の範囲内において手術に要した費用の一部を助成します。助成限度額は、雌は8,000円、雄は4,000円です。</p> <p>餌やりを行っている住民に対して法律や条例で規制されていないので、行政指導として、厳重に言うことはできません。お願い程度は動物愛護ふれあいセンターで対応可能です。糞の放置に関しては、くらし応援室で看板を提供しています。もし、飼い主が糞を放置しているのを目撃した場合は、何時頃どこでという情報を提供いただければ担当が現地を巡回するなどして対応する場合もあります。</p> <p>【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】</p> |
| 31  | <p>市指定の防災倉庫には、食料品が1か所につき1,500食備蓄していると認識している。可能であれば住民が多い地区の備蓄数を増やしてほしい。</p>   | <p>食料の備蓄については、埼玉県の地域防災計画により、1日3食として県で1.5日分、市で1.5日分、計3日分を備蓄することとされております。本市では、市内の被害が最大になると想定される、さいたま市直下地震の想定避難者数約12万3千人を基準に1.5日分の食料を備蓄しております。避難所の防災倉庫はスペースに限りもございますので、発災当初の最低限の食料としてアルファ米（具材入り、おかゆ）とビスケットを合わせて2,200食を格納しており、必要に応じて、拠点備蓄倉庫等から配送する体制を構築しています。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>                       |
| 32  | <p>各自治会に対してそれぞれの地区の高齢者の「要援護者リスト」を発送されているが、木崎地区は個人情報が多分に含まれており管理がしかなるという立場から、現在当地区の自主防災会に管理を委ねている。他の自治会からはどのような活用の報告が届いているか。</p>  | <p>事例1つ目として防災訓練において、戸別訪問による安否確認訓練を実施、2つ目として、組別に訪問担当者を決め、民生委員同行の上、戸別訪問を行い、日ごろからの備えや、災害時の行動について確認し、また、特に介助を必要とする要支援者の一時的な受け入れについて、地元福祉施設と事前協議を実施することが挙げられます。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>  |
| 33  | <p>平成29年11月に防災課で防資機材の保有台数について任意で調査を取られたが、何の目的で調査したのか、また集計の結果はどのように活かされているのか。</p> <p>他の地域で起きた災害の際にどのような資機材が役に立ったのか、またそういった資機材が各自主防災組織に配置されているかを確認し、配置されていなければ役立つ資機材の情報をPRするというこのために調査をすべきではないか。</p>   | <p>各自主防災組織の保有資機材を把握し、結果を公表することにより、今後の資機材などの配備の参考としていただくため調査を実施しました。なお、調査結果については、平成30年5月に市ホームページで公開しております。</p> <p>また、他の災害において役に立った資機材等のPRについては、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>   |



## 平成30年度 浦和区対話集会開催概要（6月）

| No. | 「質問・要望・提案」の内容   | 「回答・見解・処理方針」の内容  |
|-----|---|--|
| 34  | <p>高齢者等に対して、避難時は担架や車いすが必要になってくると思うが、そういう資機材を保管する場所がないと災害時には混乱すると思う。防災倉庫がない自治会に対して、例えば公園内に置く場合、色々な制限があり難しいことになっているので、そういうことをスムーズにできるようにしてもらおうとか民間の土地や空き家などを利用するなど、何かしらの対策はできないのか。</p>  | <p>防災倉庫の設置については、災害時に共助で使用する資機材等の備蓄に有効な方法の一つであり、自主防災組織育成補助金における資機材補助事業の対象としております。（補助額：経費の3/4（上限50万円））</p> <p>公園用地に防災倉庫を設置するには、細かい規制があり、街区公園では300㎡以上が設置の条件となっております。公園面積が300㎡に満たない場合は、建物として位置づけられない小規模なものであれば設置できるものもありますので、まずは防災課にご相談ください。（参考）（近辺で）300㎡以上の公園：瀬ヶ崎公園<br/>【総務局危機管理部防災課】</p> |
| 35  | <p>5月1日～31日に実施される赤十字会員増強運動について、一般家庭は自治会を通して一世帯目標額200円課せられているが、一般企業に対しては徴収額の基準があるのか。また、一般企業へ徴収はしているのか。また、企業から徴収する努力をもっとしてほしい。</p>  | <p>さいたま市地区では、法人に対して「活動資金」として1口10,000円を目安に御協力をお願いしております。<br/>【保健福祉局福祉部福祉総務課】</p>  |
| 36  | <p>領家七丁目公務員住宅の跡地活用について、現在この公務員住宅は、福島から避難された人が5,6世帯入居しており他は閉鎖されています。現地は、領家七丁目の最後の空間であり、民間に払い下げになれば、戸建て住宅かマンションが建つだけです。</p> <p>活用としては、針ヶ谷1～3丁目・領家6,7丁目の人口が10,000人以上であり、災害時の避難場所が針ヶ谷小学校体育館だけでは対応できないことから、一時避難所（防災公園）・福祉避難所（浦和区は1箇所のみ）として活用するなど、今後は行政と地域自治会が協議する場を持ち、有効活用を考えたいと思います。</p> <p>[補足]①該当の物件について、今後災害時の避難先（又はそれに準ずる施設）として活用する考えや計画があるか。</p> | <p>現在のところ、災害時の避難場所等や福祉避難所として活用する計画はございません。<br/>【総務局危機管理部防災課】</p> <p>7棟のうち住んでいない棟もありますが、関東財務局に確認したところ、水道管等一体管理しているため、7棟一体で考えたいとのことでした。また、入居者に対しては1年更新で期限を定めていないため、全員が退去するのがいつになるかは分からず、全員立ち退いた場合は、各自治体に照会をかけるかと聞いております。<br/>【浦和区役所】</p>   |